

令和2年（行ウ）第22号 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件

原告 菱木政晴 外11名

被告 京都府知事

### 準備書面 3

（本件参列・公金支出の政教分離違反を裏付ける事実関係

－本件儀式の歴史的変遷と特質－）

2021年10月12日

京都地方裁判所

第3民事部 合議EB6係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏

弁護士 諸 富 健

弁護士 大 橋 さ ゆ り

ほか7名



[はじめに]

本準備書面3は、準備書面1及び2に続いて、本件参列及び公金支出の政教分離違反等を具体的に明らかにするため、天皇の代替わりにもなう大嘗祭と抜穂の儀等の一連の儀式について、古代から現在に至るまで、どのように歴史的に変遷をしてきたのか、またそれが宗教儀式として、どのような意義と特質をもつものであるのかを述べるものである。

## 1 大嘗祭の歴史的変遷

### (1) 古代大嘗祭の成立

大嘗祭は、天皇が皇位継承に際して行う宮中祭祀であるが、新天皇が即位した後、新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する神饌供進と共食儀礼を中心とする祭祀であり、天照大神の神威を享受するものとされてきた。

もともと、大嘗祭は毎年行われる新嘗祭と区別されずにいたが、天皇の踐祚の際に通例の新嘗祭とは別に、格別の規模のものが執行されたのは天武天皇（在位673～686年）の時が初めてであり、また、持統天皇（在位690～697年）の時から、初めて「即位礼」と「大嘗祭」という2つの即位儀式が行われることになった。

その後、律令制が整備されると共に、一世一代の祭儀として「踐祚大嘗祭」と名付けられ、式次第など詳細について整備された。また、律令の施行細則である『延喜式』で「大祀」とされたのは大嘗祭のみであった。

このようにして、大嘗祭は7世紀後半の天武・持統朝において、天皇号の成立とともに、古事記（712年）、日本書紀（720年）の天孫降臨神話に呼応して成立した。

大嘗祭は、「おおきみは神にしませば」と称する天皇が世襲されることの血統の荘厳化を促す役割を果たすものとなったが、同時に7世紀後半になって、国郡制に基づく悠紀、主基国を点定し、全国土を統治する服属儀礼として、律令制と

ともに展開することになった。

## (2) 中世・近世における大嘗祭

延喜式に式次第が定められて以降、大嘗祭の儀式の大まかな骨格はこれに準拠しつつ続けられたが、やがて次第に形骸化していった。

平安期に入って仏教思想が浸透すると、天皇は仏弟子とされ、天皇の即位にあたっては即位灌頂が行われた。これは、本地垂迹において天照大神と同一視された大日如来の印相を結ぶことによって、即位する天皇が大日如来と同一化し、至高の存在となる意味があるとされており、後三条天皇の即位（1068年）に始まり（但し、後深草天皇の即位〔1246年〕に始まるともいわれている）、孝明天皇（1846年即位）まで続いた。

その一方で、室町時代後期、戦国時代には、戦乱が続いたことなどから、大嘗祭は後土御門天皇の即位（1466年）までは行われていたものの、応仁の乱が勃発して以降、9代、200年以上にわたって中断することになった。大嘗祭が復興するのは1687（貞享4）年の東山天皇（在位1687～1709年）の即位のときであった。

しかし、その後も中御門天皇（在位1709～1735年）の即位のときには大嘗祭は行われず、天皇の代替りの度に大嘗祭が行われるようになったのは、1738（元文3）年、桜町天皇（在位1735～1747年）の皇位継承時からであった。

以上のとおり、中世から近世末期・幕末まで、天皇の即位の際には、即位灌頂が途切れることなく行われてきたのに対し、大嘗祭は長期にわたって中断するなど、もはや天皇の代替わりにあたって必須の祭祀ではなくなっていた。

## (3) 抜穂の儀の歴史的変遷

上述した大嘗祭の形骸化にともない、抜穂の儀もまた形骸化していった。

近世・江戸期における悠紀・主基齋田の所在は以下のとおりである（上が悠紀、下が主基の齋田である）。

貞享4年 近江国滋賀郡山中村 二条家領

(1687) 丹波国桑田郡並河村 仙洞御料

元文3年 近江国滋賀郡松本村 幕府直轄領（慶長6年より）

(1738) 丹波国桑田郡鳥居村 禁裏増御料（宝永2年より）

寛延1年 近江国滋賀郡松本村 幕府直轄地

(1748) 丹波国桑田郡並河村 仙洞御料

明和1年 近江国滋賀郡松本村 幕府直轄地

(1764) 丹波国船井郡西田村 幕府領（のち篠山藩領）および愛宕社家領

明和8年 近江国甲賀郡南土山村 幕府領

(1771) 丹波国船井郡西田村 幕府領（のち篠山藩領）および愛宕社家領

天明7年 近江国甲賀郡南土山村 幕府領

(1787) 丹波国氷上郡上田村 御代官所小堀数馬支配、522石

文政1年 近江国滋賀郡松本村 幕府直轄地

(1818) 丹波国桑田郡鳥居村 禁裏増御料

嘉永1年 近江国甲賀郡南土山村 幕府領

(1848) 丹波国桑田郡並河村 仙洞御料

以上から、齋田はいずれも京都御所から約30km以内にあり、禁裏御料・仙洞御料・公家領・幕府直轄領・京都代官所支配に限定されているなど、明治以降、悠紀・主基の齋田点定が全国的規模で行われたことと対比すると、近世は形ばかりのものであった（高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』第4章「大嘗祭齋田抜穂の儀の歴史的変遷」校倉書房、1997年、甲49）。

#### (4) 明治維新と大嘗祭

1867（慶応3）年の王政復古の太政官令により、天皇を中心とする新政府が成立して、明治維新を迎えることになる。明治政府は、1868（慶応4）年3月、神仏判然令などにより神道国教化をめざして、神仏習合を否定し、神道を仏教から独立させたが、これをきっかけに過激な廃仏毀釈がおこった。

こうした中で、明治天皇の即位にあたって、仏教儀式としての即位灌頂は廃止され、これに代わって「神武創業」の理念にもとづいて、天皇の代替わりの宮中祭祀として大嘗祭が大規模に執り行われることになった。

1871（明治4）年11月の大嘗祭に先立って行われた抜穂の儀では、悠紀地方は甲斐国（山梨県）、主基地方は安房国（千葉県）が点定された。また、『明治天皇紀』の1871（明治4）年9月12日の条には、以下のとおり記述されている。

「十一日、齋院の地を鎮祭し、又地方官をして雑色四人を選ばしむ、尋いで是の日、午前八時地方官及び雑色人を随へて齋院に参進す、神祇権大録齋田及び雑色人等を祓ふの後、使、八神殿に進みて祭儀を執行し、地方官に命じて抜穂の事を行わしむ、是に於て雑色人等齋田に下りて稻を刈り、之れを齋院に致す、尋いで抜穂使、地方官と俱に選子稻の束数を検し、畢りて各々退下す」

こうしたことから明らかなように、大嘗祭抜穂の儀は、地方官に命じて行わしめるものとされており、このことは、律令制のもとでの地方官＝国司に対応する地方官である府県知事（大参事）が、天皇の代替わりにあつて、天皇に服属することを宣明する儀礼、すなわち服属儀礼であることを物語るものにほかならない。

## 2、近代の大嘗祭と抜穂の儀

### (1) 神仏分離と国家神道の創出

明治政府は、上述したとおり「神仏判然令」によって神仏習合を否定して、神

道と仏教の分離をはかり、次いで全国の神社を、官社、府県社、郷社、村社、無格社、の五段階に格付けし、伊勢神宮をその総本山とするピラミッド構成に再編した。

さらに、天皇を頂点とする支配体制を確立するために神社神道を皇室神道の下に再編成して、天皇祭祀に国民を動員する制度として「国家神道」がつくられていった。

しかし、ここで注意しなければならないことは、政府は、けっしてこれを宗教とはよばず、むしろ宗教であることを否定し、宗教にあらざる「国家の祭祀」と主張してきたことである。明治政府の代表的な法制官僚である井上毅（1843～1895年）は、天皇の祖先を祭る祭祀は、朝廷のきまり（「朝憲」）であって、宗教（「教憲」）ではないという特異な「神道非宗教」論を展開するに至った。

## （2）旧皇室典範と登極令

1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法（以下、「帝国憲法」という）が制定公布されると、これをうけて同日付で旧皇室典範も制定された。

帝国憲法の「<sup>こうもん</sup>告文」には、「<sup>すめらわ</sup>皇<sup>すめらわ</sup>朕<sup>すめらわ</sup>れ天<sup>すめらわ</sup>壤<sup>すめらわ</sup>無<sup>すめらわ</sup>窮<sup>すめらわ</sup>の<sup>こうぼ</sup>宏<sup>こうぼ</sup>謨<sup>こうぼ</sup>に<sup>したが</sup>循<sup>したが</sup>い<sup>かむながら</sup>惟<sup>かむながら</sup>神<sup>かむながら</sup>の<sup>ほうそ</sup>宝<sup>ほうそ</sup>祚<sup>ほうそ</sup>を承<sup>ほうそ</sup>継<sup>ほうそ</sup>し…茲に皇室典範及憲法を制定す…」とあり、その「<sup>じょうゆ</sup>上諭」も、「國家統治の大權は朕が之を祖宗に受けて…」とあることから明らかなように、天皇の「國家統治の大權」が記紀の天孫神話に由来する神權的天皇を押し出すものであった。

旧皇室典範は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」（10条）「即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」（11条）と定め、また「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」（12条）としていた。

古代以来、即位の儀と大嘗祭の関係をふりかえると、時代により多少の変動があるものの、両者は別個の行事であった。大嘗祭が挙行できなくても、即位の儀

は必ず行われてきたことはさきに述べたとおりである。

また、両者は数ヵ月から1年後に行われる事が多いが、数年を隔てて行われることも稀ではなかった。しかし、両者が連続して挙行されることは決してなかった。

明治天皇についても、即位礼は1867（慶応3）年正月、大嘗祭は1871（明治4）年11月に行われ、4年の隔たりがあった。

この両者がひと続きの行事として行われることになったのは、1909（明治42）年2月制定の登極令にもとづくものであって、新しく定められたものである。

登極令は、第4条において次のように定めている。

即位ノ礼及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ 大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル  
後續テ之ヲ行フ

これによって、天皇就任の儀礼はその性格を大きく変えることになった。これまで即位礼と大嘗祭は別個の行事であったのが一体化することになったのである。このような変革が行われる理由としては、登極令のこの規定の前提として、旧皇室典範11条により、京都御所で大礼を挙行することになったことから、両者が連続して行われることになったものと説明される。

しかし、こうした変革の重要な背景として、帝国憲法において、天皇は「神聖ニシテ侵スヘカラス」とされ、現人神とされた天皇の就任の儀礼として、大嘗祭がもっともふさわしい舞台とされたことにあると考えられる（岡田精司『＜解説＞即位・大嘗祭研究の問題点』、岩井忠熊・岡田精司編著「天皇代替り儀式の歴史的展開—即位儀と大嘗祭」柏書房株式会社、1989年、甲50）。

これにより、旧皇室典範と登極令にもとづく大嘗祭は、もはや古代の大嘗祭がの単純な復活ではなく、帝国憲法下における天皇が現人神として神聖性を獲得するために欠くことの出来ない、新しい宗教儀式になったといわなければならない。



### (3) 大嘗祭抜穂の儀

そのうえで、「登極令」では、大嘗祭抜穂の儀について、次のとおり定めている。

第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ対シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム

第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就キ抜穂ノ式ヲ行ハシム

さらに、登極令附式では、「齋田抜穂の儀」の儀式について、次のとおり細かな順序、次第が定められている（甲49）。

#### 齋田抜穂ノ儀

当日何時齋場ヲ裝飾ス

時刻大礼使高等官地方高等官著床

但シ服装神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ

次ニ抜穂[衣冠単]随員[衣冠単]ヲ従ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク

次ニ抜穂幣物ヲ供ス[抜穂使随員奉仕]

次ニ抜穂使祝詞ヲ奏ス

次ニ抜穂ノ儀アリ

次ニ幣物神饌ヲ撤ス[抜穂使随員奉仕]

次ニ各退下

このようにして、大嘗祭抜穂の儀は、天皇の神聖性を高め、宮内大臣の指示のもとに府県知事が関与して行われる「国家の宗祀」として新しく形づくられた、「近代に創られた伝統」にほかならない（中島三千男『天皇の「代替わり儀式」と憲法』日本機関誌出版センター、2019年、甲51）。

#### (4) 大正大礼 1915年の抜穂の儀

登極令に基づいて初めて行われた1915（大正4）年の大正大礼では、悠紀地方は愛知県、主基地方は香川県が点定された。また、愛知県碧海郡六ツ美村で行われた悠紀斎田の儀式としては、6月5日田植式、8月15日地鎮祭、9月19日大祓式、9月20日抜穂式が、地方の斎田において新たに創られた。

これは、日露戦争を経て国家のために死ぬことのできる臣民の軍隊とそれを動員する社会を作り上げるために、非宗教とされた国家神道に照応した新しい世俗的な神道儀礼として、初詣や七五三、神前結婚式などが創出されていくが、この時期、斎田の儀式は、国家神道が国民道徳に一体化してゆくうえで、きわめて重要な役割をはたすことになった。

#### (5) 昭和大礼 1928年の抜穂の儀

1928（昭和3）年に行われた昭和大礼では、悠紀地方は滋賀県、主基地方は福岡県が点定された。福岡県の脇坂村の主基斎田では、斎田行事が7カ月間にわたって行われ、このときの抜穂の儀の儀式次第は、大正大礼よりも大幅に増えることになった。これは、ヨーロッパにおける第一次大戦の経験をもとにした総力戦に対応できる地域社会づくりのために必要なものであった。

### 3、国家神道の形成と帝国憲法下での信教の自由

「国家神道」は、近代天皇制国家が政策的につくりだした事実上の国家宗教であるが、1945年12月、日本を占領した連合国軍総司令部によって発せられた「神道指令」の中で使われたことにより、広く一般に知られる言葉となった。

皇室の祖先神である天照大神を祀る神宮（伊勢神宮）は全神社の本宮と定められる一方、祭祀と宗教とを分離するという上述した「神道非宗教論」のもとで、国家神道は非宗教、超宗教の国家祭祀とされた。

明治中期には、教派神道、仏教、キリスト教の3教が、国家神道に従属する事実上の公認宗教となり、国家神道体制が成立した。1889年帝国憲法が制定され、その第28条は「信教ノ自由」を定めたが、それは国家神道の枠内での宗教活動の容認にすぎなかった。天皇は神聖不可侵の現人神（あらひとがみ）とされ、国家神道の最高祭司として祭祀大権を保持する存在となった。

翌年出された「教育勅語」は、国民に天皇国家への忠誠を命じるとともに祖先崇拝を強調し、国家神道の事実上の教典となった。また各学校へ配布された天皇・皇后の「御真影（ごしんえい）」は、国家神道の事実上の聖像として礼拝の対象となった。

さらに、さきの大戦では、日本は万世一系の天皇が統括する万邦無比の神国とされ、世界征服を意味する八紘一宇（はっこういちう）が「聖戦」のスローガンとなった（日本大百科全書「国家神道」、甲52）。

以上述べたように、国家神道は軍国主義、国家主義と結びついて推進され、天皇を現人神（あらひとがみ）とあがめる、天皇制国家の精神的支柱となった。

#### 4、GHQの神道指令と国家神道の解体

1945年12月15日、日本を占領した連合国軍総司令部（GHQ）より、「国家神社、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督及び弘布（こうふ）ノ廃止ニ関スル件」との表題で、日本政府に対し、神道・神社を国家より分離することを指令した覚書が発せられた。これにより、従来の子社の国家管理制、公教育の場での宗教教育、国家・地方公共団体が宗教儀式を行うことなどが禁止された。

また、翌1946年元旦には、天皇の〈人間宣言〉がなされ、つづいて神道関係法令が廃止されて、国家神道は解体されることになった。

この神道指令は、講和条約発効とともにその効力はなくなったが、神道指令に

盛り込まれた趣旨は、日本国憲法の政教分離の原則と信教の自由の保障に関する規定に受けつがれた。

上述した、GHQの「神道指令」による「国家神道」の解体は、二つの狙いをもつものであった。一つは、天皇祭祀を担う皇室神道と全国各地の神社によって構成されている神社神道を切り離すことであり、もう一つは、神社神道による各神社の祭祀は勿論のこと、皇室神道による天皇祭祀も含めて、「国家の祭祀」ではなく、国家とは全く無関係な私的な祭祀（宗教）とすることである。これが政教分離の原則にもとづくものであることはいうまでもない。

こうして、GHQの指令による「国家神道」の解体により、天皇が行う宮中祭祀は私的な祭祀（宗教儀式）とされ、また当然のことながら、宮中祭祀に関与する職員（掌典職）は、国家公務員ではなく天皇の私的使用人となった。

これによって、政教分離の原則が貫徹するかのようには思われた。しかし、その後、政教分離の原則が大きくねじ曲げられる事態が出現した。

## 5、戦後の大嘗祭－「国家の祭祀」の復活

### （1）大嘗祭の皇室典範からの削除

1947年1月16日に制定公布され、同年5月3日に施行された現行皇室典範は、第4条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と定め、また第24条「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。」と規定しており、旧皇室典範にあった一世一元の規定が削除されるとともに、皇位の継承については、「即位の礼」のみを規定し、大嘗祭に関する規定はおかれなかった。

このことは、大嘗祭が天皇の私的な祭祀となったことを物語るものにほかならない。この点について、1946年12月5日、衆議院本会議皇室典範案第一読会において、金森徳次郎国務大臣は、「即位の礼に関しましては、今回制定せられまする典範の中にやはり規定が設けてありまして、実質において異なるところはありますが、（大嘗祭について）これはやはり信仰に関する点を多分に含ん

でおりますが故に、皇室典範の中に姿を現すことは、或いは不適當であろうと考えておるのであります。」と答弁していることは、このことを裏付けるものである。

## (2) 「平成」の大嘗祭と「国家祭祀」の復活

ところが、昭和天皇から明仁天皇（現上皇）の代替わりにあたって、1989年12月21日、『「即位の礼」、大嘗祭の挙行について』、次のような閣議口頭了解がなされた。

### 「1、大嘗祭の意義

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

### 2、儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考え

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇

位が世襲であることに伴う、一世に一代の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であることから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考え。」

この閣議了解にもとづいて、皇室典範に規定がないにもかかわらず、1990年の大嘗祭について、国から皇室の公的活動に支出される公費として「宮廷費」約22億5千万円が支出された。これにより、大嘗祭が「国家の祭祀」とし復活したのである。

しかし、上記閣議了解にある「大嘗祭の意義」について、「皇位の継承があったときには、必ず挙行すべきもの」とされていたというのは、明らかに歴史的事実に反するものであり、大嘗祭が「趣旨・形式等からして宗教上の儀式としての性格を有する」ことが否定できず、「その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である。」としながら、大嘗祭に公的性格があるとして、その費用を「宮廷費から支出することが相当である」とすることは論理矛盾も甚だしいといわなければならない。

### (3) 政府見解は「神かくし」

「令和」の大嘗祭も、「平成」の大嘗祭に関する1989（平成元）年12月21日の閣議口頭了解における上述した「大嘗祭の意義」を踏襲しているのが、この1989年の政府見解では、「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と護国豊穰などを祈念される儀式である。」とされ、古代から受け継がれてきた農耕祭祀であることが強調

されている。

しかし、大嘗祭をこのように意味づけることは、「神かくし」との批判をまぬがれないものである。

この点に関して、1928（昭和3）年11月7日付官報において「大嘗宮の儀」について、大禮使事務官星野輝興は、次のとおり解説している（甲48）。

「大嘗祭において、皇祖より皇祖〔天照大神〕の靈徳のこもりこもった、齋庭の稲穂たる新穀をお承けになる、皇祖の靈徳をお承けになる、皇祖の靈徳を肉体的にお承けになる、このときに当って神の御生活は必然のことゝ拝察される。これによって考えると、神代ながらの御建物は神にお接しになるのに必要のばかりでなく、一面御自身が神の生活をあそばされる御ためと拝すべきものと思う」「随ってその前の国栖の古風や領国の風俗歌の奏せられるわけも、神の寢座〔第一の神座〕が、大昔では陛下の御料〔貴人のもちもの〕否陛下が神としての御料と解すべきであることも、凡て合点がゆく。」

星野の上記解説からも明らかなように、新天皇が行う大嘗祭は、「神」と「人」が同じものを食することによって神の神性を人が身につけるという「神人共食の儀式」であり、この儀式を経ることによって天皇が初めて神聖性をまとうことができるものとされている。

こうした見解は、戦後もそのまま引き継がれ、「平成」の大嘗祭に内掌典として関与した高宮朝子が、大嘗宮の儀に内陣で天皇に奉仕する2人の采女の役割について、次のように述べていることから明らかである。

「お二人の采女さんは、御祈念申し上げまして御神霊のこもります御供米をお手に受けられ、押し戴きあそばして、そのまま御祭儀にお進みあそばします。

天孫降臨の原点にお帰りおそばします儀礼の中に天照大神の御神徳をお戴きあそばします天皇様の御親祭にお仕えになります采女さんのお姿でございます。」（高谷朝子『皇室の祭祀と生きて－内掌典五七年の日々』河出書房新社、二〇一七年、甲53）。このことは、とりもなおさず、宮中祭祀に使える女官の内掌典もまた、大嘗祭とは天孫降臨神話を介して天照大神から「御神徳」を受け継ぐ新天皇の儀式であると認識していること示すものにほかならない。

#### （４）大嘗祭への公費支出は違憲

このように大嘗祭が天孫降臨神話にもとづき新天皇が天照大神の神威を受けつぐ明白な宗教儀式であるにもかかわらず、明仁天皇の退位にともなう天皇の代替わりにあたって、政府が大嘗祭について「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」として宮廷費を支出することは、憲法に規定する政教分離に明らかに違反するものといわなければならない。

こうしたことから、皇位継承第一順位の「皇嗣」となる秋篠宮が、大嘗祭の支出について『天皇家の「私費」にあたる「内廷会計で賄うべき」』との見解を明らかにしたことは当然のこととはいえ、重要である（『朝日新聞』デジタル版2018年12月25日、甲54）。

しかし、皇室の内部から、こうした意見が出されたにもかかわらず、2019年の大嘗祭もまた、公的性格があるとして、その費用が宮廷費から支出されたが、このことは、国事行為からも除外され、天皇の私的祭祀であり、神道儀式であることが明白な大嘗祭が、「国家の祭祀」となって復活したことを意味しており、これが政教分離の原則に違反することは明白である。

この点に関して、大阪高裁平成7年3月9日判決が「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、前記最高裁大法廷昭和52年7月13日判決が示したい



わゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない。」と判示しているのは当然のことといえよう。

## 6、抜穂の儀、大嘗宮の儀への京都府知事の参列

大嘗宮の儀や抜穂の儀などの一連の儀式は、古代の服属儀礼をうけつぎながら、明治以降、天皇を頂点とする国家体制の形成にともなって、新しく「創られた伝統」であることはすでに述べたとおりである。

帝国憲法下での天皇の代替わりにもなうこれらの儀式は、登極令とその附式にもとづいて行われてきたが、この登極令にもとづく抜穂の儀では、地方長官である府県知事が斎田の選定に関与するなど、その役割を前面に押し出すものであった。

「国家神道」のもとで、地方行政の長である知事が国家の祭祀である抜穂の儀に積極的に関与することは抜穂の儀の宗教上の権威を高めるとともに、その重要性を地域住民に周知するうえで、当然要請されていたことであつたが、それは同時に、律令制のもので国司に対応する府県知事の天皇への服従を宣明する服属儀礼であつた。

戦後、基本的には、帝国憲法下での抜穂の儀での知事の役割を引き継いだものであり、それは抜穂の儀が国家的な儀式であることを明確にするうえでも必要不可欠であつた。

このことは、戦後の斎田抜穂の儀においても、帝国憲法のもとでの登極令及び登極令附式の内容がそのまま踏襲されていること、また戦前の抜穂の儀では、抜穂式に臨む幄舎における知事的位置は、神殿に近い最上位であり、これは戦後も同じ形式をとられていることから明らかである。このように知事は、抜穂の儀を執り行ううえで、欠くことのできない重要な存在であつたが、それはとりもなおさず、知事が地方の統括者として「被支配者」を代表して、天皇の代替わりに

ともなう皇室祭祀における最重儀の大嘗祭が「国家の祭祀」であることを明確ならしめ、それを国民に広く普及するうえで不可欠の役割をはたすことを示すものであった。

また知事等が新穀供納の儀（東京事務所長が参列）及び大嘗宮の儀に参加することは、抜穂の儀によって献納されることになった新穀が、新穀供納の儀によって供納され、それが神饌として天照大神をはじめとする皇室の祖霊に供進され、新しく即位した天皇がこれを祖霊とともに共食するという大嘗祭の一連の儀式がとどこおりなく執り行われることを見守るためのものであり、主基田に点定された府県の行政の長として当然はたすべき重要な役割であった。

以上述べたとおり、服属儀礼である大嘗祭の一連の儀式において、齋田に点定された地域の知事の参列は不可欠の要素であって、到底社会儀礼などというものではない。

## 7、結び

現在の天皇徳仁の即位にあたって、国事行為である「即位の礼」として行われた一連の儀式は、2019年（令和元年）5月1日に始まり、同年11月10日に終わったが、これらの儀式が終わった後、これに続いて宮中祭祀である大嘗祭の中心儀式である「大嘗宮の儀」が同年11月14日から15日にかけて行われた。これは、帝国憲法のもとでの登極令の規定、すなわち大嘗祭は即位の礼を終えた後、これに続けて行うという方式をそのまま踏襲したものである。

このことは何を意味するかといえば、帝国憲法下で制定された旧皇室典範と登極令によって、それまで別個の行事であった即位礼と大嘗祭が一体化することにより、天皇就任の儀にとって、大嘗祭が欠くことのできない宗教儀式となった、「近代に創られた伝統」をそのまま引き継ぐことになったことを意味している。

すでに述べたとおり、大嘗祭は、即位の儀を終えた新天皇が悠紀・主基の齋田から献納された新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する神饌供進と共食儀式

により天照大神の神威を享受し、これによって天皇が聖性を獲得するという宗教儀式である。

こうした性格をもつ大嘗祭が、天皇の私的な祭祀として行われるのであればともかく、「国事行為」ではないとされているにもかかわらず、「公的性格」があるとしてこれに国費を支出することは、政教分離に明確に違反することはいうまでもない。

のみならず、新天皇が天照大神の神威をうけて天皇としての権威と聖性を獲得するという大嘗祭の上述した宗教儀式としての特質に照して、これを「国家の祭祀」とすることは、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」するという憲法前文及び天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」（憲法第1条）とする国民主権の原理と相入れないものであり、立憲主義の見地からいっても、到底許容されるものではないから、明らか憲法に違反するものといわなければならない。

なお、本書面では、これまでの準備書面1、2に続いて、①京都府知事らの「主基田抜穂の儀」への参列及び公金支出、②京都府東京事務所長の「新穀供納の儀」への参列のための公金支出、及び③京都府知事の「大嘗宮の儀」への参列及び公金支出の各行為について、それが違憲であることを具体的に裏付けるために、大嘗祭の歴史的な変遷とその意義及び特質等について述べたものである。

原告らは、さらに次回以降提出の準備書面4において、京都府知事らの上記各行為が憲法に違反し、違憲違法であることを法律上の観点から、より詳細に主張する予定である。